

議案第19号

令和3年度飯能市笠縫土地区画整理特別会計予算（案）

令和3年度飯能市の笠縫土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ458,375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、47,000千円と定める。

令和3年2月12日提出

飯能市長 大久保 勝

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保留地処分金		18,800
	1 保留地処分金	18,800
2 国庫支出金		34,064
	1 国庫補助金	34,064
3 財産収入		12,240
	1 財産売却収入	12,240
4 繰入金		321,965
	1 一般会計繰入金	321,965
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		6
	1 雑収入	6
7 市債		61,300
	1 市債	61,300
歳入	合計	458,375

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		37,818
	1 総務管理費	37,818
2 事業費		262,677
	1 事業費	262,677
3 公債費		156,880
	1 公債費	156,880
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		458,375

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	61,300 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	61,300			